

八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2013 年 10 月
(平成 25 年)
第 28 号

自分にはいい香り⇒隣りでは気分が悪くなる人も？！

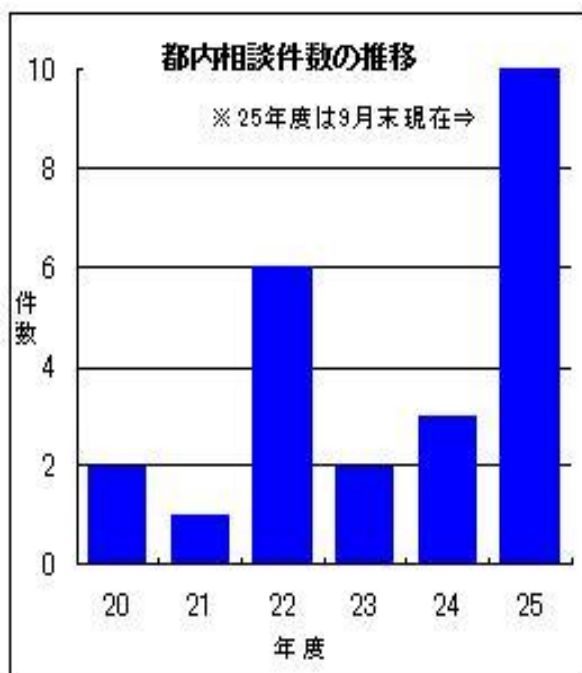
～「柔軟剤のにおい」の苦情・相談が増えています～

近年、においの強い柔軟仕上げ剤(以下、柔軟剤)が人気を集め、洗濯物にそれぞれ好みのおいをつける人が増えています。しかし一方では、そのようなにおいで、不快感や何らかの体調不良を感じている人もいます。

都内の相談窓口にはこんな相談事例が寄せられました。

事例 1 マンションの隣人が使う柔軟剤のにおいで気分が悪くなる。

事例 2 隣人が使用している柔軟剤。窓を開けるとにおいが充満して息苦しくなる。



柔軟剤のにおいについて、都内の消費生活相談窓口寄せられた苦情等の件数の推移は左図のとおりです。

事例のように、隣家で干している洗濯物に関する案件を中心とした相談は、近年コンスタントに寄せられていますが、平成 25 年度には急増し、9 月末の時点で 10 件に達しています。においの強い海外柔軟剤のブームをきっかけに、国産品でも様々な種類や強さのにおいの柔軟剤が発売されるようになり、消費者もにおいをつけるために柔軟剤を使用するようになったことが大きいと思われます。

柔軟剤の使用については、洗濯物を柔らかく仕上げる本来の目的の他に、手軽に衣類ににおいをつけることを目的にしている人も多いと思われます。しかし、消費生活相談の事例に見られるように、柔軟剤等の日用品の芳香が苦手な人もいます。衣服や洗濯物につけられたにおいは、自分が思っている以上に他人にはおっていることもあり、中には具合が悪くなる人もいることを自覚して、節度のある柔軟剤の使用を心がけましょう。

(出典)東京都生活文化局「東京くらし WEB」<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

リコール対象商品の確認を

◇ リコールとは、製品に欠陥があるとき、生産者が公表して製品を回収・無償点検・改修等を行うことです。◇

リコール対象品の情報は、テレビ等で報道されることもあります。そのほか生産者や販売者が新聞やチラシ、ホームページなどで公表するほか、関係省庁のホームページなどにも掲載されています。また、消費者庁では、リコール対象品を食料品、家電製品、住居品、文具・娯楽品、光熱水品、被服品、保健衛生品、車両・乗り物、建物・設備、その他に分類して情報提供(☆参照☆)を行っています。

☆参照☆ 消費者庁の「回収・無償修理等リコール情報サイト(<http://www.recall.go.jp/>)」には、事業者の届出等により担当省庁等が公表したリコール情報と、事業者から直接消費者庁に寄せられたリコール情報が掲載されていますので、より多くの情報を得ることができます。☆☆☆☆☆☆

リコール対象品を使い続けると、重大な事故の発生につながる恐れがあります。消費者庁のリコール情報サイト(<http://www.recall.go.jp/>)で対象品の情報提供を行っていますのでご確認ください。未対応の該当製品をお持ちの方は、ただちに使用を中止し、事業者ご連絡してください。問い合わせは消費生活センター(☎631・5455)へ。

消費生活講座「頑張りすぎない簡単お掃除術」を開催します。

年末の大掃除に向けて、もっとお掃除を楽しくするための講座をご用意しました。お掃除のコツなど頑張りすぎない簡単お掃除術について、お掃除のプロから学びます。

対象：市内在住・在勤・在学の方 定員：30名(先着順)

日時：11月26日(火)14:00～15:30

会場：クリエイトホール 11階 第7学習室

申し込み：11月2日土曜日から電話(☎631-5456)、
またはファックスで「お掃除」と氏名・電話番号を書いて、
消費生活センター (FAX:643-0025)へ

無
料

八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後4時30分

(相談専用) ☎631-5455 ※相談は無料、秘密は厳守します。

※ 土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎ 631-5456 FAX 643-0025

